

札幌市介護保険条例等の一部を改正する条例案

平成 28 年（2016 年）2 月 17 日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市介護保険条例等の一部を改正する条例

（札幌市介護保険条例の一部改正）

第 1 条 札幌市介護保険条例（平成 12 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の項第 2 号中「認知症対応型通所介護」を「地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護」に改める。

（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正）

第 2 条 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 24 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 91 条の 2 第 1 号中「以下同じ。」であって」を「）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 20 条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって」に、「以下同じ。」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）

（以下「指定通所介護等」という。）を」に改め、同条第 2 号中「以下同じ。」を「又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 20 条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）」に、「指定通所介護利用者（指定通所介護」を「指定通所介護等利用者（指定通所介護等）に改め、同条第 3 号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定

通所介護利用者」を「指定通所介護等利用者」に改める。

- (2) 第91条の3中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。
- (3) 第137条の2第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護利用者」を「指定通所介護等利用者」に改める。
- (4) 第144条の2第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護利用者」を「指定通所介護等利用者」に改める。

（札幌市児童福祉法施行条例の一部改正）

第3条 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第57条の7各号列記以外の部分中「をいう。」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「以下同じ。」を提供」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業所をいう。」又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。」に、「指定通所介護事業所に」を「指定通所介護事業所等に」に改め、同条第1号及び第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介

護等を」に改め、同条第3号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

- (2) 第57条の8中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。
(札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第64号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第12条第1項第4号を次のように改める。

(4) 支援員 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第174条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数を15で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上

- (2) 第12条第8項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「特定施設利用型養護老人ホーム」に改め、同条第9項

中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「特定施設利用型養護老人ホーム」に改める。

(3) 第21条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改め、同条第3項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「特定施設利用型養護老人ホーム」に改める。

(4) 第37条第1項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(5) 第64条第11項中「(平成18年厚生労働省令第34号)」を削る。

(札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

(札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第6条 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに
設備及び運営に関する基準

(1) 目次中 第1款 総則（第114条・第115条）

第2款 人員に関する基準（第116条・第117条）

第3款 設備に関する基準（第118条・第119条）

第4款 運営に関する基準（第120条—第131条）」

を「第5節 削除」に改める。

(2) 第85条第5号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(3) 第100条第1項第3号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)」を削り、同項を同

条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

(4) 第102条第2項第1号中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）」に改める。

(5) 第7章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第114条から第131条まで 削除

(6) 第132条第1項第3号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、「この条」の次に「及び第134条第3項」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

(7) 第134条第2項第1号中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

(8) 第182条中「指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

(9) 第246条第3項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 指定訪問介護

(2) 指定訪問看護

(3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

(10) 第323条第1項第3号中「指定通所介護事業者」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）」を

加え、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業」に、「指定通所介護の利用者」を「指定通所介護等の利用者」に改め、同条第8項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第100条第1項から第7項まで」を「第100条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項から第7項まで」に改める。

- (11) 第325条第5項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第1項から第3項まで」を加え、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改める。
- (12) 第332条第7項中「第132条第1項から第6項まで」を「第132条第1項から第5項まで」に改める。
- (13) 第395条第2項中「指定居宅サービス事業者」の次に「、指定地域密着型サービス事業者」を加え、同条第3項中「指定通所介護」の次に「、指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項第2号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

(札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第7条 札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年条例第9号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第66条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。
- (2) 第79条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護につ

いて知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定認知症対応型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

(3) 第79条に次の1項を加える。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(4) 第80条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第79条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(5) 第80条第3項第2号中「第3号から第5号まで」を「第3号から第6号まで」に改め、同項第3号中「第6号」を「第7号」に改める。

(6) 第106条を次のように改める。

第106条 削除

(7) 第108条第2項第8号中「第106条第2項」を「次条において準用する第79条第2項」に改める。

(8) 第109条中「及び第78条」を「、第78条及び第79条」に改める。

(9) 第110条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

(10) 第128条第2項第7号中「第106条第2項」を「第79条第2項」に改める。

(11) 第129条中「第78条」の次に「、第79条(第5項を除く。)」を加え、「、第105条及び第106条(第5項を除く。)」を「及び第105条」に改める。

(12) 第130条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

- (13) 第149条第2項第8号中「第106条第2項」を「第79条第2項」に改める。
- (14) 第150条中「第100条及び第106条（第5項を除く。）」を「第79条（第5項を除く。）及び第100条」に改める。
- (15) 第178条第2項第7号中「第106条第2項」を「第79条第2項」に改める。
- (16) 第179条及び第191条中「第106条（第5項を除く。）」を「第79条（第5項を除く。）」に改める。
- (17) 第203条第2項第10号中「第106条第2項」を「第79条第2項」に改める。
- (18) 第204条中「第78条」の次に「、第79条」を加え、「及び第101条から第107条まで」を「、第101条から第105条まで及び第107条」に改める。
- (19) 第226条中「第78条」の次に「、第79条」を加え、「及び第100条から第108条まで」を「、第100条から第105条まで、第107条及び第108条」に改める。
- (20) 第238条中「第78条」の次に「、第79条（第5項を除く。）」を加え、「、第106条」を削る。

（札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第8条 札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第67号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項中「第8条第25項」を「第8条第26項」に改める。
- (2) 第11条第3項及び第7項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

（札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第9条 札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年条例第68号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

- (2) 第2条第1項中「第8条第25項」を「第8条第26項」に改める。
- (3) 第11条第3項及び第6項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。
 - (1) 第2条のうち札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第132条第7項の改正規定中「同条第7項」を「同条第6項」に改める。
 - (2) 附則第5条第1項の表第323条第1項第3号の項中「指定通所介護事業者」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）」を加え、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業」に、「指定通所介護の利用者」を「指定通所介護等の利用者」に改め、同表第323条第8項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第100条第1項から第7項まで」を「第100条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項から第7項まで」に改め、同表第325条第5項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第1項から第3項まで」を加え、同条第2項の表第332条第7項の項中「第132条第1項から第6項まで」を「第132条第1項から第5項まで」に改める。

（理 由）

介護保険法の一部改正に伴い地域密着型通所介護の指定等に係る手数料を定

めるほか、介護保険サービス等の人員、設備、運営等に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い本市における介護保険サービス等の人員、設備、運営等に関する基準を改めるため、本案を提出する。